

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成26年2月26日（水）午後2時00分から午後4時00分まで

2 場所

名古屋地方裁判所第1・2裁判員選任手続室（事務棟3階）

3 出席者

司会者 入江 猛（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 松田 俊哉（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 山田 亜湖（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 西岡 剛（名古屋地方検察庁公判部）

検察官 岩井 具之（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 長谷川龍伸（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番，6番 6人

4 議事内容

（司会）まず最初は，全体的な感想をお伺いします。1番の方の担当された事件は，危険運転致死という事件で，被告人が赤信号を認識した地点とか，被告人が赤信号を意に介することなく進行したか否か，という点が主な争点として審理がされたと思います。職務従事日数が6日間で，うち公判が開かれたのは5日間ということでした。では，全般的な御感想をお願いします。

（1番）亡くなった方がいる事件でしたが，特に死体の写真を見るとか，そういうものもなく，心の負担もそんなにありませんでした。土日を挟んだので，少し土日に考えてしまうところもあったのですが，テレビで見るような重い事件の裁判員裁判でもなく，事件の内容も，私も車を運転するので運転者の心理などについて身近に感じて，終わってからも交通ルールに気を付けようと

いう、身の引締めにもなりました。全体的な感想として、特に負担なく良い経験ができたと思いました。

(司会) ありがとうございます。2番の方が担当された事件は、窃盗が2件と強制わいせつ致傷、強盗致傷の事件で、主な争点として、被害者の傷害の程度が問題になったと思います。職務従事日数は6日間で、公判審理が5日間だったと思います。それでは、2番の方、全般的な御感想をお願いします。

(2番) 今の御説明どおりの内容だったのですが、1番の方と同様で、被害者の方のけがが比較的軽傷で、被告人も罪を認めていて、期間も5日間で負担感は小さかったです。ただし、最初の審理に入る前に重要な証人の方が病気になって、最初7月だった予定が3か月ほど延期になって10月になり、その結果、裁判員の方も半数ほど交代したという経緯がございました。裁判員制度自体の手續や内容は知らなかったのですが、裁判官の方からその都度分かりやすく説明してもらいましたので、そのおかげで裁判の概要とかプロセスが理解できて、円滑に運営できたと思っています。個人的にも、裁判員制度に参加し、裁判員制度を知ることができて良かったと思っています。ただちょっと心配な点が2点ございます。1点目は、私のような刑法とか司法制度を知らない者が、入れ替わり立ち替わりで裁判を行うことが本当に公正で公平な裁判につながるのかということです。2点目は、裁判員制度の手續があるせいで被告人の勾留期間が延びたりとか、あるいは裁判員に分かりやすく説明する資料を作るために司法関係者の方の負担が増えているのではないかと、そういう点が心配点としてございました。

(司会) ありがとうございます。それでは、3番の方ですけど、3番の方が担当されたのは、身体加害略取、ちょっと分かりにくいですけど、要するに略取誘拐の略取ですね、それから逮捕監禁、傷害致死で、連れ去った女性を死亡させた事件です。争点としては、略取、つまり無理矢理連れ去ったことと、逮捕監禁については、共犯者と共謀があったかどうか、被告人自身も実行行

為に及んだか否かということでした。傷害致死の点については、被告人が被害者を死亡させたか否かという点が争われたようです。職務従事日数が17日間と長期間にわたって、公判審理も12日間だったように思います。では、全般的な感想をお願いします。

(3番) かなり長期間にわたる事件での公判でしたが、その期間ものすごく集中して、かなり日常から切り離された感覚で任期を務めさせていただきました。土日を挟んで1か月くらいの期間ずっと関わっていたのですが、裁判のことが頭から離れることはありませんでした。私の仕事は夜だったので、裁判の後に夜から仕事が可能だったので、仕事に顔は出していたのですが、なかなか気持ちの切替えがうまくできなくて、仕事がやりづらかったぐらい、私自身の頭の中をかなり占めていました。そういう意味ではとても負担だったのですが、嫌な気持ちがしたとかではなく、特別な集中期間ですごく貴重な体験ができたと思っています。大変だったこととしては、事件が、真っ向から対立して完全無罪を主張していて、証拠がとても少なく、証人がいっぱい出てくるという事件だったので、聴かなくてはいけないことがたくさんあって、情報の整理が大変で、頭の中が混乱するという点でした。ですが、裁判官の皆様や、検事さん、弁護士さんがすごく裁判員に分かりやすいように用意してくださったので、かなり楽だったように思います。ただ、情報がたくさんあるので、後で聞きたくなるようなことがたくさん出てきましたが、証人はもう1回出てくることはないのです、後から聞きたいと思っても不完全燃焼で終わったところがちょっと心に残っています。あと、私自身は裁判員裁判は初めてでも、17日間やっている中で慣れてきたところがあるのですが、他の方々はもうちょっと短い期間なので、慣れないまま終わる方もいるのではないかと感じました。

(司会) ありがとうございます。4番の方が御担当になったのは強盗強姦の事件で、これは争点としては量刑ということになるかと思いますが、職務

従事日数が4日間で、公判審理が3日間という事件だったと思います。全般的な感想をお願いします。

(4番) 4日間という比較的短い期間だったのですが、振り返って、疲れたなということが一番大きい感想でした。被告人は、服役中でしたし、他の事件にも関わった方だったので、今回携わった事件以外のことも、その事件を一つ一つ掘り下げて、その方の身上を考えていくというのがとても大変でした。特に私が関わった事件は、私と同性である女性の方が被害に遭われた事件でしたので、そういった面で精神的に苦しかった部分がありましたし、判断が難しいところではありました。

(司会) ありがとうございます。5番の方が御担当になったのは殺人事件、子供を殺したというもので、主な争点としては、責任能力の有無ということで、心神喪失状態で犯行に及んだか否かが争点になったかと思います。職務従事日数は7日間で、公判審理は5日間を要したようです。では、全般的な感想をお願いします。

(5番) 選任手続に入る前に、子供の親殺し、親の子殺しは勘弁してほしいと思って来たのですが、まさにそれが当たってしまいました。これは聴きたくない事件で、非常に激務な数日間を過ごしました。普段、法の下での審理という感覚は、駐車禁止の交通切符を切られたときくらいしか感じないのですけれど、今回は、まとめてそういった責任と義務とを感じさせられました。

(司会) 6番の方も同じ事件を担当されましたが、全般的な感想をお願いします。

(6番) 5番の方と同じ事件に携わらせてもらったのですが、参加させていただく前と終わった後では、裁判員のイメージが違いました。参加する前は、法廷と一緒に立ち会う体験型のものを想像していたのですが、実際のところは精神的にもヘビーで、実刑判決の年数を決めないといけないとかの負担があったりして、精神的な負担がかなり大きかったです。裁判を進めるに当たり、検察官の方が、すごくゆっくりと丁寧に分かりやすく説明してくれたのです。

が、本当に伝えるべき細かな内容に関しても、かなりはしょって示してくれた部分もあると思うので、僕らに聴きやすいように、細かく伝えなければいけない部分を削っているのではないかと感じながら聴いていました。全体的な大きな感想としては、僕は裁判員制度をそこまで重視しなくてもよかったのかなと、参加した後に気持ちが変わっています。

(司会) ありがとうございます。それでは事前にお送りさせていただいた質問について、御意見を伺うことにします。まず最初に、審理に関する御感想、御意見ということで、審理の早い段階で検察官と弁護人が冒頭陳述という、事件に関する主張、見立てを述べる場面があったと思いますが、その内容が分かりやすかったかどうかという点。それとともに、その冒頭陳述によって検察官と弁護人で主張の食い違う部分、要するに争点、判断しなければいけない部分、これを理解することができたかどうか。もしその段階でよく分からなかったとすると、それがどのような原因によるものだと思いますか、こういう点についてお伺いしたいと思います。1番の方からお願いいたします。

(1番) 冒頭陳述の双方の主張というところなんですけれども、それぞれに私たちは素人なので、分かりやすく説明してもらったと思っていますし、自分自身も理解ができました。また審議室みたいな所で、始まる前に、こういうことがありますよという説明があり、言われたとおりの流れで審理が進んでくれたので、分かりにくいことはありませんでした。また、それぞれの資料を見たときも、その説明に沿っての資料を出していただいたので、特に分かりにくいものもなかったですし、事件自体がそんなに複雑ではなかった感じがします。私の場合には理解ができなかった部分というのはなかったです。

(司会) ちょっとお尋ねしますが、審議室、評議室で話があったというのは、冒頭陳述が終わった後ですか。

(1番) というか、こういうのがありますよということです。

(司会) 手続ですか。

(1番) はい。

(2番) 私も冒頭陳述において、検察側、弁護側ともにメモは非常に分かりやすいものでした。ただ一点、弁護側が、致傷に当たらないということを主張されたのですが、その場では私たちは、それに該当するのかどうかという判断をする知識は持ち合わせておりませんでした。ですから、その部分は理解できなかったのですが、その後評議室に戻ったときに、裁判官の方から、どうい
う場合が致傷に当たるかという御説明をいただいて、納得することができたという状況でした。

(司会) 何について判断しなければならないかということは、冒頭陳述でお分かりになったと聴いてよろしいでしょうか。

(2番) はい。

(司会) その点について、何か付加して説明があった方がもっと分かりやすかったですか。それとも、その段階では、そこまでは必要がなかったですか。

(2番) 弁護側の方は、罪を軽くしようとしてそういう主張をされているので、そこでまた説明をしても、水掛け論になってしまうかなと思います。

(3番) 争点とか事件の流れは分かりました。とてもよく整理してお話くださり、資料もきめ細やかに書いてくださったので分かりやすかったです。ただ、略取という言葉と、傷害致死と殺人との違いが、ちょっとよく分からなくて、それだけは評議室に戻った後、裁判官の方に質問したら教えて下さいました。

(司会) 書面がきめ細かいと言われたのですが、量が多過ぎたり、情報が多過ぎるということはなかったですか。

(3番) 多いは多いのですが、これ以上は、どうしようもなかったと思います。

(4番) 検察官の方も弁護人の方も、どちらも分かりやすいように説明して下さいました。資料も流れに沿って提出されたので混乱することはありませんでした。弁護人の方が法律的な用語をおっしゃったときは、分からない部分があったのですが、後で部屋に戻ったときに裁判官の方がとても丁寧に

説明してくださったので、理解することができました。やはり法律的な内容となると、被告人にも有利な条件が整ってしまうこともあるのだなあと、そのときは思いました。それは意外なことでした。

(5番) 先ほど6番の方が言われたことで私も思ったのですが、検察官の冒頭陳述のところで、事件の見立てということだと思うのですが、さらっと、無理心中と書かれていましたが、それが無理心中になるのかと。証人の話を聴くと、無理心中した直後に妻がしゃべっているのですね。会話をしているわけで、それが本当に無理心中なのか、それとも無理心中を装っているのか、というところが非常に疑わしい点がありました。妻が服用していた薬の内容の細かい情報ですとか、建物の見取りとか、そういうところは非常に詳しいのですが、我々からするとより本質的な部分、それが無理心中なのか殺人なのか、というところの証拠とか事実というものが、本当にそうだったのかなというのが、最初に疑問を感じた大きな点です。それから、弁護人の冒頭陳述に関しては、冒頭陳述に限らず全般的にそうだったのですが、どちらかというと感情に訴えるような内容で、表現は悪いのですが、素人に対して何か感情に訴えるような話のされ方をよくされていたので、それは我々としては、それで良いのだろうかという感じで聴いていました。

(司会) 争点が被告人の責任能力の有無ということであるということは、冒頭陳述を聴いてお分かりになった。そこは大丈夫だったのですね。

(5番) はい。

(司会) 本当に無理心中だったかどうかについては、その後どのような証拠が出るかに関わってくる場所ですかね。

(5番) そうですね、冒頭陳述に関して言えば、事件の概要のところ、無理心中を図って息子を刺して、息子を殺害した事案と書かれていますけれど、本当にそうなのかというのが、非常に疑問に感じたというところですね。

(6番) 検察官の方、弁護人の方、冒頭陳述は非常に分かりやすく、見てもス

ムーズに入る内容でした。ですが、検察官の方は時系列で追っていただいて、焦点も簡潔で分かりやすかったのですが、弁護人の方の内容は、本当に心中だったのでしょうかという内容だとか、これを心中と言えるのでしょうかというような内容があって、最後に、灰色であれば無罪というもので、あいまいな表現をされると、私たち素人としては、これを見ても何かを決められない部分が多過ぎました。最後まで、もやっとした感情のままに進んで、この内容だと戸惑うこともありました。

(長谷川弁護士) 弁護人は、分かりやすい冒頭陳述や、その他訴訟活動をするよう努力しているつもりですが、今、感想を言っていて途中で、弁護人側の活動が分かりにくいということがいくつか出てきました。3番の方は、具体的に、略取という用語や、傷害致死と殺人の違いとが分かりにくいということで、なるほどと思いました。4番の方も、弁護人が使った法律用語が分からなかったということをおっしゃったと思うのですが、具体的にどういった用語だったか覚えていらっしゃったら教えていただけますか。

(4番) 私が関わった事件の被告人は、他にもいろいろな事件をやられていた方なので、「併合の利益」という言葉が出てきたのですが、これを理解するのに大分時間がかかりました。説明を聴いて理解はできるのですが、そこはとても難しかったです。4日間でそれを判断するのは本当に難しかったです。

(西岡検察官) 冒頭陳述が終わった後に、検察官が証拠の説明ということで、このような証拠があります、このような事実をこの証拠で立証していきたいのですと、立証事項というものを説明するのですが、その証拠の説明をしているときに、うまく冒頭陳述とリンクしていたかどうか。冒頭陳述というのは検察官の事件の見立てなのですが、その後、それをどのように立証していくのかというところで、検察官は、証拠の説明をしています。冒頭陳述と証拠の説明が、皆さんに、すっと入ってきたのか、その辺りうまくリンクできていたのかどうか気になるので、できれば、全員の方から意見を聴きたいと思い

ます。

(司会) 後の質問にも関連するのですが、今質問が出ましたのでこの段階でお聞きします。要するに、証拠調べに入った段階で、まず検察官が請求して取り調べる証拠書類が読み上げられたと思うのですが、そのときに、この証拠書類がどんなことを判断するために今法廷で朗読されているのかということがよく分かったかどうか、冒頭陳述で述べられたどの部分のことを立証するために、今この証拠を調べているのか、そのつながりが分かったかどうかという点の質問なのですが、いかがでしたでしょうか。

(1番) 私の場合には、先ほどもお伝えしたとおり、交通事故だったので、赤信号がどうだったかというものだったのですが、これが証拠ですというのではなくて、距離から出す証拠というか、ここの距離から見えたからこういうことになるとか、そういうことだったので、その部分は弁護人が言われるところと検察官が言われるところが、それぞれ当然違っているので裁判になっていると思うのですが、途中で分からなくなってしまいました。何が本当に正しいのか、それを皆で話し合うということだったと思うのですが、途中で混乱してしまいました。交差点がいろいろあったのですが、「あれ、どこの交差点だっけ。」というように、地図をいろいろ見ながら、何度も何度も「あっちだっけ、こっちだっけ。」という話し合いをしながらやりました。私の場合は、資料を行ったり来たりして、自分でペンで場所の印を付けてやっていく感じで、すぐに分かるというではありませんでした。前の日に理解しても、同じような質問をまた次の日に質問してしまうような人もいました。最終的には、評議をしている人全員がきちんと分かったのですが、弁護人に言われてすぐに分かる、検察官に言われてすぐに分かるというようにはならず、証拠との結びつきが、聴いていくうちに分からなくなったり、また聴いていくうちに分かっていくというような、ちょっと不思議な感覚でした。物証がないというか、目撃したものだけで判断して考えるということは、計算式と

かがあって、このときはこうだろうという部分もあったのですが、なかなか、これというものがなかったので少し混乱しました。

(司会) 今のは、証拠の中身自体にも少し入っていたのですが、この争点を判断するために出された証拠なんだなという、そこの結び付きは、ストレートにはいかなくても、分かったということでしょうか。

(1番) 分かりました。

(2番) 基本的には冒頭陳述とその後の証拠は分かりやすいものでした。ただ、弁護人の方は質問の意図を隠して質問されますので、弁護人の方は一体何を目的に質問しているんだらうなということが分からないときが一時ありましたが、それは役柄上仕方ないのかなと思っています。

(司会) それは、検察官がまず聞いて、それから弁護人が反対尋問という形で後で聞いた場面の話ということになりますかね。

(2番) 反対尋問だったかどうかは分かりませんが、証人の方の信用性を低めるといような意図でされた場面だったと思います。

(3番) 今日配られた資料の中にはないのですが、確か、争点整理表というのをいただいています、こっちがこういう証拠や証人を出して、こういうことを言うよ、それに対して、こっちはこういうことを言うよ、というのを図にしたものをいただいていたので、分かりやすかったです。ただ、証言されたことを否定するための資料、例えば、ここからここへ、その時間での移動は無理だということを知るための地図とかが公判の中で出てきたのですが、私たちには配られず画面で見ただけだったので、裁判官の方をお願いして評議室に貼ってもらいました。こちらからお願いして出してもらって、それによって話合いが活発化したものもあったので、それは最初からいただけたら良かったなと思います。

(西岡検察官) 私が聞きたかったことは、どちらかと言いますと、実質的な審理に入る前、証人尋問とかに入る前に、検察官として冒頭陳述をして、その後、

証人尋問等に入る前の段階で、検察官の証拠説明というものがどの程度理解できているのか。例えば、争いになる部分はこれから証人尋問で立証しますということは言うんでしょけれども、それまでの争いのない部分に関しまして、検察官としては冒頭陳述に引き続いて行われるパワーポイントを使った証拠説明でやっているんですけども、その段階までの理解として皆さんがどの程度検察官の説明を理解していただけているのかなという点を知りたかったのですが。4番の方から結構です。

(司会) もう少し、どういうふうに答えればよいでしょうか。

(西岡検察官) 要は、冒頭陳述を聴いて事件の見立て、概要というものが分かるかと思うんですよね。それで、その次にいろいろ、後々の質問にも関係してはくるのですが、供述調書という言葉が出てきたりとか、あるいは実況見分調書という言葉が出てきたり、捜査報告書という言葉が出てきて、あまり普段聴き慣れない言葉が証拠説明で出てくると思うのですが、そのようなものを聴きながら、検察官の証拠説明というものを皆さん聴いていて、この証拠によって、この捜査報告書によって冒頭陳述で言っているこの部分を立証したいんだなということを理解できているかどうかということをお聞きしたいのです。

(4番) 私はとても分かりやすかったですし、読み上げていただくスピードもちょうど良かったと思います。

(5番) 検察官の方は非常に手慣れているというか、経験を重ねられていると思うのですが、プレゼンテーションの中身の技術は立派でした。

(6番) 「心神喪失」、「心神耗弱」、「完全責任能力」という難しい聴き慣れない言葉があったのですが、やはりその辺りは時間をかけていただいて、パワーポイントを基に、こういったケースは心神耗弱で、こういったケースは心神喪失と呼ぶのだと、具体的な例を挙げていただいたのでスムーズに聴くことができました。その点は何も問題ありませんでした。

(司会) 今の説明というのは、どの段階であったものでしょうか。

(6番) 冒頭陳述に入る前にも書面でいただいて、文面も自ら自身でも読みましたし、冒頭陳述がされる中で、今回の争点がこういった、心神喪失、耗弱、完全責任能力というところにある、この意味はこうだという話もしていただいたと思います。

(司会) それは冒頭陳述をする際に配られた書面の話ですね。

(6番) そうです。

(司会) その後に行われた、検察官が書類を読み上げたり、パワーポイントで映して、ここが現場ですとか、そういうものについて冒頭陳述とうまく結び付いて、頭に入ってきたかどうかという点はいかがでしたでしょうか。

(6番) その点なんですけど、今回、物的証拠でバットとか縄跳びというものが出たんですけども、この物的証拠が直接結び付くかは、そのときは判断材料になるのかなと正直なところ思ったのですが、後々、力の入れ具合だとか、縄跳びを持った位置だとか、そういったところで結び付いたんだなということは分かりました。そのときはちょっと、正直分からなかったです。

(司会) 検察官や弁護士から配布された書面の関係で、3番の方から争点整理表というものがあったというお話がありました。これは裁判所から配られたものですか。また、どの段階で配られたものですか。

(3番) あまり詳しいことは覚えていないのですが、途中から配っていただいたことは覚えてますので、一番最初ではなかったと思います。ただ、裁判所からだったか検察官の方からだったかがちょっと分かりません。

(司会) 配るとしたら裁判所から配っているのではないかと思うのですが。

(3番) 多分そうだと思います。

(司会) 審理の途中ですか。

(3番) 最初の方だったことは覚えているのですが、一番最初だったかは覚えていません。

(司会) ほかの方で冒頭陳述とか、論告とか、弁論とか一般的な書面以外に、こういうものがありましたと、こういうものが裁判所から配られましたというものがあれば御紹介をいただきたいのですが。要するに、分かりやすさのために、審理でこういう点が工夫されていたというところですが。いかがでしょうか。取調べの証拠の一覧表というのはどの方も配られたという理解でよろしいんですね。左側に証拠の題名があって、右側が空欄になっていて、書き込めるようになっていて感じのもの、これはあったということで皆さんうなずいていらっしゃるので、それはそれでよろしいでしょうか。そういうもの以外で何かあったかどうかというのは、それは特に3番の方以外は御記憶はないですか。

(裁判員経験者全員) (特に発言なし)

(司会) 次の質問ですけれども、ちょっと重なってはくるんですが、証人尋問の方に入りますけれども、事件の被害者とか目撃者の証言を法廷で聴くに当たり、その証人がどんな立場の人で、どんな点について証言するのか、要するに、事件の前半部分を見ていただとか、後半部分を見ていただとか、もっとそれに至る経緯の部分話すのかとか、どんな事項について証言するのかということと、それから、この証人についてはどんな点にポイントを置いて尋問を聴けばよいのかという、争点の判断との関係で何に注目して聴けばよいのかといったことは事前にお分かりになって証人尋問に臨まれていたかどうかについてお伺いしたいと思います。

(1番) 理解して証人の話を聴いていたので、疑問を感じることもなく理解できました。

(2番) 証人がどのような立場で証言されるのかということは理解して聴きました。ただ、ポイントというのは、やはり素人なので、どこを重点的に捉えればよいのかというところが若干弱かったかなというふうに思っています。

(司会) どこをポイントにして聴いたらよいのか分からなかった面もあるというこ

となんでしょうか。

(2番) 後で評議や判決に入るときに、裁判官の方は、例えば、あのとき証言に立った人はこう言ったと明確におっしゃるんですけども、私たちもメモはとっているんですけども、言葉尻とかその辺まで正確に聴き取ることはできなかったのですね。ですから、やはりここは重要な証言なんだ、ポイントなんだとか、そういうところまではちょっとなかなか感じ取ることはできなかったというところですよ。

(司会) 何かこういう工夫があればそういうことにも注目できたんだという改善点みたいなものは何か思い付くことはありますか。

(2番) なかなか難しいかなと思います。

(3番) 私は特に疑問なく、聴くべきところに集中して聴くことができました。

(4番) 私も同じく、特に疑問なく聴くことができました。

(5番) 質問の意図がよく分からないんですけど、冒頭陳述でそれぞれの争点は我々理解しているわけですよ。それで、その後で評議室で裁判官の方がフォローしたりしているわけで、当然証人が出てくる前に争点を意識して聴くわけであって、それができなければちょっと問題じゃないかと思うのですが、質問の趣旨は一体何でしょうか。

(司会) 要するに、この証人はどんな点についてポイントを置いて聴いてくださいというような説明が、裁判官や当事者から、本来は当事者からですが、説明があつて分かったかどうかです。

(5番) 当事者というのはだれですか。

(司会) 検察官、弁護士です。そういう説明がないと、複数の証人がいたような場合は、この証人が一体どんな争点にからんで出てきたのかが分からないまま証人尋問に入ってしまうことも、ないことはないものですから、そういう説明が事前にきちんとあつて証人尋問に臨まれたかどうかということをお尋ねしたかったのです。今のお話ですと、事前に裁判官から説明があつて、そこ

は分かったということでしょうか。

(5番) 裁判官からの説明だけに限らず、冒頭陳述で争点を出されますので、当然その後の証人尋問については、それを意識して我々は聴くわけで、その意味で、ちょっと何を聞かれているのかよく分からないのですが。私が申し上げたことでお答えになっているということでしたらよいのですが。

(司会) それはお分かりになっていたということによいですね。

(5番) 結構です。

(6番) 私が参加させてもらった裁判では、母親が子供を殺したことによって、被害者であるはずの、死んでしまった子供の父親が弁護側に回るというような特殊なケースでして、最大の被害者である父親がそのような立場で発言されるというのは、私にとっては消化不良でした。証人として夫が出てきたときには、どのような立ち位置で、どういう点で捉えていけばよいのか、正直なところ、私自身は戸惑いました。

(松田裁判官) 証人尋問が終わった後、これを聞いておけば良かったと思ったことはなかったですか。他の人が聞いてくれれば良かったのに聞いてくれなくて疑問が残った、聞けなかったということはなかったですか。

(2番) その場でというより、どなたかもおっしゃっていたかと思うのですが、最後の評議に入ったときに、こんなことも聞いておけば良かったなということは、皆と話し合っているときにありました。

(司会) 事前にこういうことがもう少しあればそういう点も聞けたのになと、何かその辺りで改善点はおありになりますか。

(2番) 私たちとしてはなかなか先が見通せないなので、そこからさかのぼることは無理だと思いますし、逆に裁判所の方がそういうことをされると誘導っぽくになってしまうので、仕方がないのかなと思います。

(5番) それに関しては、私はその時点では補充裁判員だったのですけれども、そうであるにも関わらず、裁判長を始め裁判官の方々が比較的時間をかけて我

々に聞いていただいたので、私としてはかなり十分な質問をすることができたなと思っています。

(3番) 2番の方がおっしゃったのと同じで、後から聞きたくなかったことはあったのですが、事前に情報をもらっておくと誘導っぽくなってしまうので、それしか仕方がなかったと思っています。ただ、同じ場面についての証人が3人ぐらい出てきて、この人はこう言った、あの人はこう言った、ここに矛盾があった、そしてその人はこう言った、さらに矛盾が出てきて、どれが正しいのか、もう1回この前の人に聞いてみたいなということが出てきたことはありました。ただ、まっさらな状態で聴いていくと、それはどうしようもないのかなと思いました。できたら、もう一度前の証人に話を聞ける機会があったら、よりすっきりしたかなとは思っています。

(司会) 評議の進行において、裁判員の意見を述べやすくするために有益だったと思われる工夫はありましたか。

(6番) 評議の際、裁判官は、裁判員一人一人に意見を求める感じで進めてくれました。とても発言がしやすかったです。

(5番) それに加えて、適宜、裁判官は、休憩を取ってくださいました。評議は、非常に良い雰囲気だったと記憶しています。

(4番) 評議の進行等は、分かりやすく整理されていたので良かったです。評議が進むにつれて、同じ裁判員の方が、意見を多くする形になってしまいました。数多く発言をする方が、発言をしやすい雰囲気になっていました。しかし、それほど発言しない方は、発言がしにくい雰囲気であったと感じました。

(司会) 裁判官は、発言の少ない方の意見を優先的に求めるような工夫をしていましたか。

(4番) そのようなことは、特になかったと思います。だいたい4日間を通して、同じ裁判員の方が発言をしていたと感じました。

(司会者) 裁判員の方は、手を挙げて発言をするという感じでしょうか。

(4番) そうですね。

(3番) 私の事件でも、初めは、裁判員が番号順に発言する感じでした。裁判官は、昼食会や補充裁判員を含めた席替え等により、雰囲気をよくする工夫をしてくれました。裁判官は、雑誌の注文をしてくれたり、どんなおやつが良いか等の配慮をしてくれました。評議は、ゼミのような雰囲気であったと感じています。途中から、我々は、お互いを裁判員の番号ではなく、名前で呼び合うことにしました。皆さんが、フリーに話ができるような雰囲気で進みました。評議で話をしていない方がいた時、裁判官は、その方に話を振るという感じで進行しました。

(司会) 3番の方の事件は、争点が多かった事案であったと思います。争点を判断する際、裁判官は、これから判断をする内容を示す等、議論をうまく整理する工夫をしていましたか。

(3番) そうですね。各証人の話が終わる都度、我々は、印象に残ったことを付せんに記載し、その付せんをボードに貼り出しました。それを基にして、裁判官は、証人が話す内容等のまとめをしてくれました。矛盾があった点について、裁判員は、裁判官から話を振られなくても、「この点が変わだね。」等と話し合いをする環境が出来上がっていました。裁判官は、上手にお膳立てをしてくれたと感じました。

(2番) 評議の進行は、分かりやすく整理されていたと思います。裁判官は、補充裁判員の方にも、評議で発言できるように意見を求める等の配慮をしていました。

(1番) 評議室に戻った際に、裁判官は、とても分かりやすく整理をしながら、復習、予習をしてくれました。我々は、裁判官から、お互いを裁判員の番号で呼び合うか、名前で呼び合うか確認されました。我々は、協議のうえ、名前で呼び合うのが自然だという一致した意見になりました。これらの配慮により、意見しやすくなった部分もありました。しかし、補充裁判員の方は、皆

さんの輪から離れて座っていました。裁判官は、補充裁判員の方にも意見を聴いてくれましたが、輪の後方から意見を言わなければならない感じでした。補充裁判員の方は、裁判長から振られて意見をする感じでした。補充裁判員の方が話したいことがある時は、「ちょっとよいですか。」という感じで意見をされていました。補充裁判員は、皆さんの輪から少し離れているため、何で一緒の輪に入らないのかという疑問を持ちました。補充裁判員の方が、裁判員も気付かなかった部分を指摘してくれることがありました。やはり補充裁判員は、何となく裁判員の輪に入りにくい部分があったと感じました。

(司会) 刑を決めるに当たり、量刑のグラフや過去の裁判例が示されたと思います。

それらは、評議のいかなる段階で示されましたか。また、それらは参考になりましたか。参考になったとすれば、どの程度、参考になりましたか。

(1番) 最後の最後に、過去の裁判例が示されました。みんなで悩んでいる時に、我々は、裁判官から、このようなグラフがありますと示されました。裁判員が先入観に捕われてしまうといけないので、裁判官は、グラフを出したくなさそうにしていた感じもありました。初めての経験なので、その時に過去の裁判例が参考になったのか分かりません。このグラフを参考にしてよいのか全員で悩みながら、それぞれの意見を出し合いました。

(2番) 過去の裁判例は、量刑を決める段階で示されました。どちらかというところ、裁判員が、裁判官に対して、過去の判例の提示をお願いしたと記憶しています。確かに、過去の裁判例は、量刑を決める参考にさせてもらいました。裁判員は、過去の裁判例、検察官及び弁護側の量刑に関する主張にアンカリングされていたため、その範囲で量刑を決めるという感じになっていたと思います。

(3番) まず、裁判員は、情報が何も無い状態で量刑に関する意見をしました。その後、我々は、裁判官から、過去の傷害致死の量刑に関する棒グラフを画面に示してもらいました。翌日、我々は、量刑に関する3種類くらいの書類を、

参考に見せてもらいました。我々は、裁判官から、参考資料に捕われる必要がないことと、過去の裁判に関する説明をもらいました。参考資料を見た後は、随分、感覚が変わった部分もありました。これぐらいの事件では、このような罪になるという資料を見てショックを受けました。過去の裁判例に関する資料は、「これを参考にしなければいけないのだろうか。」と思いました。

(4番) 我々は、裁判官から、最終段階で量刑に関するグラフを見せてもらいました。まず、これぐらいの事件では、このような罪になるということを理解しました。ある程度、この資料は参考になりました。

(5番) 過去の判例は、具体的なケースを抽出し、そのリストを大画面に映す感じで示されました。例えば、未遂、心中等のケースごとに、どうしてこのような量刑になるのか、皆さんでワークショップみたいな感じで進めました。私は、今回の争点に対して、かなり疑問がありました。この感覚は、私一人ではなかったと思います。争点について、皆さんで議論をしました。判断の前提条件を皆さんで共有した後は、スマートな進行になりました。

(6番) 過去の裁判例は、ある程度、裁判員の皆さんの意見が固まった段階で示されました。過去の裁判例に関するグラフは量刑の目安になりました。しかし、類似事案に関する量刑の数値は確認できましたが、どうしてそのような量刑になったのかという判断基準が明確にされていませんでした。

(司会) 他に、このような情報があったら良かったと思われるようなものはありましたか。

(5番) 量刑を決める際、私は、裁判官から、心神耗弱だと何年から何年、心神喪失だと何年から何年等、事件の性質によって適用される罪に幅があることを教えてもらいました。この点は争点でなかったもので、裁判官の説明が遅いタイミングになったのかもしれませんが、しかし、最初に、法の制約のグランドデザインを示してもらえると、議論のための議論になることを予防できたと

思います。

(司会) 最初に、大枠での何年から何年との量刑に関する説明があれば良かったという趣旨でしょうか。

(5番) はい。我々は、自分の感覚で判断をしてしまう部分があるため、最初に枠組みを示してもらった方が、より一層、密度の高い議論ができたと感じました。予め量刑の枠組みが理解できていれば、もう少しスマートに評議が進んだと思います。

(2番) 仮に懲役刑となった場合、裁判官は、精神的な加療を受られる刑務所とはどのような場所なのか等の説明をしてくださいました。この説明も踏まえて情状酌量をするかどうかを判断しました。また、被告人は、未成年時にも犯罪をしていました。裁判員が、裁判官に対して、未成年者における再犯率の質問をすることもありました。この質問に対して、裁判官は、我々に資料を示してくださいました。この説明は、とても参考になりました。

(司会) 裁判員の精神的負担について御意見を伺いたいと思います。証拠の中に、被害者の御遺体や解剖の写真等がありましたか。もし、あったのならば、どのような証拠調べで、そのような写真を見られたのでしょうか。そのような写真があった場合、それらを見ることに精神的な負担を感じられましたか。精神的負担を感じられた方は、どのような負担を感じられたかお聴かせください。被害者が死亡していない事件の場合は、その他の関係で負担に感じた点があったかどうか教えていただけますでしょうか。

(6番) 私は、被害者の御遺体の写真を少し見せてもらいました。特に目立った外傷がなかったので、特段の精神的負担はありませんでした。今回の争点と写真は、特にリンクする部分を感じませんでした。これを見たことによって、何ら判断に影響を与える部分はなかったと思います。私は、被害者の御遺体の写真を見ても、特に精神的負担を感じませんでした。

(司会) 今の点ですが、特に御遺体の写真がなくても争点の判断はできたので、そ

の写真は不要であったという趣旨の発言なのでしょうか。

(6番) そうですね。今回の争点は、心神喪失、心神耗弱でした。しかし、御遺体の写真は、感情に訴えかける部分がありました。実際のところ、争点の判断には、影響がなかったと感じています。

(5番) 御遺体の写真から精神的負担を受けたというよりも、被告人の幻覚に関する証言を聴くことに大きな負担を感じました。具体的には、被告人の死神と骸骨に関する妄想を延々と聴かされ、かなり精神的にヘビーでした。裁判員の中には、階段を上るたびに、この言葉が、どこからともなく聞こえるような気がして耳から離れなかったと話す方もいました。それでも、我々は、なるべく楽しく進めようと心掛け、皆さんで休憩や食事等の時に無駄話をして、ある程度は回避ができたと思っています。担当事件では、事実関係に争点がありませんでした。御遺体の写真を見て、特にショックを受けたということはありません。

(司会) 御負担に感じた妄想に関する点についてですが、それは検察官からの質問ですか、それとも弁護人からの質問でしょうか。

(5番) この質問は、全般にわたっていたため、どちらの質問でもありました。我々は、この妄想に関する問答を延々と聴かされ続けました。

(4番) 私は御遺体の写真を見る場面がなかったので安心しました。精神的な負担とは少し違うかも知れませんが、被害状況の写真を見て、被害者の落ち度もあったということが分かる部分もあり、参考になりました。

(3番) 私の場合は、かなり損傷が激しい御遺体の写真でしたので、白黒や不鮮明な写真にする配慮がありました。一方、御遺体の状況から分かることは、争点にもつながる部分も多かったと感じました。写真の分かりにくさと裁判員の精神的負担のバランスは難しいと感じました。我々は、裁判官から、その写真が示されるタイミングを聞いていたので、覚悟して臨むことができました。検察側の説明の場面では、大きなサイズの写真が、予告なく画面に

出されて驚いたことがありました。また、画面には映りませんでしたが、証人に見せる写真が、裁判員に見えてしまったこともありました。その際、裁判官は、その状況を止めてくれましたが、それを鮮明に見てしまいました。

私は大丈夫でしたけれど、裁判員の中には、ショックを受けた方がいました。

(司会) その写真が見えてしまったのは、機器の操作のミスなんですか。

(3番) 操作のミスというよりも、検察側は、裁判員に見えることを知っていたと思います。おそらく打合せが行き違っていたのだと思います。それ以外にも、検察側の尋問の際に、想定外の写真が見えてしまう場面もありました。検察官の手の動きの問題で、ファイルの中にとじてある写真が見えてしまったのだと思います。

(2番) 私の担当事件の被害者は、けがの程度が軽かったので、被害に関する写真を見ても精神的負担になりませんでした。

(1番) 私の事件でも亡くなった方がいました。しかし、そこは争点ではありませんでした。裁判員選任の際に、被害者の写真はありませんと伺っていました。また、審理の中でも、そのような写真がないと説明されました。しかし、評議室にある分厚いファイルには、御遺体の写真がありました。何かの資料を裁判官が探している時に、たまたま見てしまった裁判員がいました。それは故意でなく、偶然に見てしまったという感じです。我々が見ていたよりも細かい資料があり、そこにとじられていたものが外れ、裁判員が偶然に見てしまった感じでした。

(司会) そのファイルは、評議室にあった資料で、それまでに調べた証拠のファイルでしょうか。

(1番) 証拠のファイルかどうか分かりませんが、何かのファイルがあって、もらった資料の内容が細かく書いてあるものと思っていました。

(司会) 基本的には、法廷で調べたものと同じものしか存在しないと思うのですが、いかがでしょうか。

(1番) たぶん、裁判員に配られたのは、当時の資料と同じものが今日も参考に配っていただいています、ここにある薄いものと同じだと思います。

(長谷川弁護士) 私は、この事件を担当した弁護士です。今の点について、弁護人に対して、裁判所から、どのような説明があったかという、危険運転致死の事件なので、御遺体の写真があり、その写真について全てを裁判員の方に見せるのはいかがかと思う、この写真を見たいと希望する裁判員の方にはこれを見てもらう感じにしたいと思うがどうか、と裁判所から聞かれたことがあります。弁護人の立場として、その方針でよいと回答した覚えがあります。この頃に他の裁判所で、御遺体の写真を見ることにより裁判員の方が精神的負担を受け、損害賠償請求をしたということがあった時期だったように思います。そういう点からも配慮があったと理解をしていました。

(岩井検察官) 今、遺体の写真を見て、精神的負担を感じなかったという御意見が多数だったと思います。その写真は、量刑を考える上で、どれぐらい影響があったか御意見をいただけますでしょうか。

(司会) 一般論としての御質問という趣旨でよろしいでしょうか。

(岩井検察官) はい。

(1番) 私は、御遺体の写真を見たくありませんでした。私は、そのような写真を見ていないので何とも言えませんが、それを見ても量刑には影響がないと思います。その写真だけで判断をする訳ではないし、それが争点にならないことがほとんどなので、問題ないと思います。私は、遺体の写真を見るのは嫌です。

(2番) 量刑を決める際には影響があると思います。

(3番) 事件そのものの深刻さは、写真があればリアルになると思いました。しかし、量刑には影響しないと思います。

(4番) 自分でも意外でしたが、写真を見た時に、被害にあった女性宅の落ち度があつたため、侵入されても仕方ないと思う感情が生まれました。被害者側か

- ら考えなければいけないと思いますが、被害者の落ち度もあると思いました。
- (5番) 一般論でいえば、当然、遺体の写真は、量刑等の判断に影響を与えると思います。担当した事件では、どのような趣旨か不明ですが、家族3人が仲良く写っている写真が出されました。この写真の方が、よほどインパクトが強かったです。
- (6番) 私は、そのような写真があってもなくても、それを切り離して考えることができると思いました。従って、そのような写真の影響は特にはないと思います。しかし、他の裁判員は、写真を見たことにより、精神的なダメージを受けた方もいました。
- (司会) 3番の方は、長期間にわたって裁判員に従事していただいたと思います。審理の進め方について、週の半ばに休みがあった方が良かった、連続した方が良い等、このような観点からの御意見はございますでしょうか。
- (3番) この期間中は、休みが途中で入ってもそうでなくても、事件に集中していたので関係ないと思いました。休日はリラックスをしてくださいと裁判官からも言われましたが、どうしても事件のことが頭にあるので、途中で休みが入っても、あまり関係なかったと思います。
- (西岡検察官) 担当された事件は、新聞等にも大きく報じられた事件であったと思います。守秘義務の関係において、精神的負担はありませんでしたか。
- (3番) 守秘義務に関する事項は、当初に私が思っていたよりも少ないと感じました。具体的には、公開の法廷でのやり取りは周囲に話すことができるので、自分が思っていたよりも、話をしてよい範囲が広いという印象でした。
- (司会) 最後に、その他に審理、評議の期間中に「こういう点に配慮してもらえると、もっと良かった。」という改善点はありますか。また、「こういう点を配慮してもらえたので良かった。」と感じられた点があれば、併せて御紹介ください。そして、これから裁判員になられる方に経験者としてアドバイスをお願いいたします。

(1番) 担当した事件は、裁判員選任期日の翌日から、裁判が始まるものでした。

私は仕事をしているため、引継ぎに充てる時間が半日しかありませんでした。当日にならないと、自分が裁判員になるかどうか分からないため、選任期日から審理を始めるまでに、もう少し仕事の段取りをする時間を確保してほしいと思いました。また、その後、関与した事件が、どのようになったのか知りたいと思いました。別の期日に行われた意見交換会に参加した裁判員の方は、担当裁判官から、控訴されたと聞いたみたいです。私は、この方を通して、裁判の最終的な結果を知ることができました。小さな事件でも、何らかの形で最終的な結果を教えてもらえると良いと思います。現在も、担当事件の最終結果を気にしている方もいると思います。

(2番) 裁判官は、一緒に昼食を食べる等の配慮をしてくれました。その際、事件の振り返りや裁判員制度の説明をしていただきました。裁判官は、何かと我々を和ませる努力をしてくれました。そのような配慮もあり、負担が軽減されたと感じています。

(3番) 昼食会を2回ほど開いてくださる等の配慮をいただきました。その際、皆さんの自己紹介等を行い、とても話しやすい環境になりました。昼休みの際は、リラックスできるようにクラシックのDVDが流れ、裁判官の趣味のDVDを好きな時に見られる配慮もいただきました。一方、改善して欲しい点は、私の事件では、選任された翌日からのスタートでした。私達の事件は、長期間の裁判日程が予定されていました。私は、仕事の調整をした上で選任期日に臨みました。私は、選任されたので、事前調整が無駄になりませんが、選任されなかった方は、調整後に予定が空振りとなり、どうだったのか心配になりました。

(4番) 初日かその翌日、裁判官は、昼食会を開いてくれました。その際、裁判官の自己紹介等がありました。それを機に、がらりと意見が言いやすい雰囲気になりました。皆さんが意見を言いやすい雰囲気で良かったと思いました。

また、その後の裁判の結果を知りたい方は裁判所から御連絡すると話してくれた点も良かったと思います。

(5番) 私の担当事件では、10月30日に呼出状が到着しました。その後、12月11日に選任期日が行われ、12月13日から裁判が始まりました。12月11日に裁判所に行けば、基本的に選任されるシステムだと思っていました。私は会議の多い仕事をしているため、会議の責任者に代行を頼み、それに付随する様々な手続をしてから12月11日に臨みました。私の感覚は、裁判所に来た候補者のうち3分の1ぐらいしか裁判員に選任されない感じがしました。もし、自分が、裁判員に選任されなかったら、みんなの笑いものになると強く感じました。職場を離れる合計7日間のスケジュールを事前に調整することは不可能です。裁判員裁判の制度上、様々な問題はあると思いますが、この方式が非常にやりにくくしている要因であると感じました。また、本日の意見交換会も同じことが言えると思います。この意見交換会の予定は、事前に裁判所から連絡がありました。しかし、案内状が自宅に届いたのは2月10日でした。私は、この企画が流れたと思っていました。このような点についても、働く人に参加してほしいのであれば、それなりのきちんとした配慮をすべきだと思います。我々は、裁判員として強烈な体験をしました。裁判員に対して、判決宣告後の結果を機械的に知らせてもらうのは無理かも知れません。裁判員である我々も、それなりの覚悟をして人の生死に関わる裁判に取り組んでいたのです。この結果を知りたいと思いました。このことについて、私は、裁判長に話をしてみたら、この電話番号に連絡をしてくださいと言われました。私は、このような配慮が必要だと感じました。また、どのような裁判の予定があるのかという点についても、もう少し公表をした方が良く感じました。それから、裁判員である我々からすると、今回の争点はそれでよいのかという点で疑問もあり、検察官の証拠調べを中心に、それが正しいかどうかという基準で判断をするという場面もありました。例

えば心中であるならば，そのことについて，きちんと検察官に調べてもらうということが必要だと思います。まさに争点との関わりがあることですが，心中なのか，心神耗弱又は心神喪失の二択なのかというところに関して，きちんとした見立てが必要だと感じました。

(6番) 裁判官は，裁判員が参加しやすい雰囲気作りをしてくれました。評議では，5番の方と私が，ほとんど発言をするような感じでしたので，この方向に考えが集中してしまいがちだと感じていました。実現が可能かどうか分かりませんが，経験豊富な裁判官の方々には，誘導にならない範囲で，いろんな角度から裁判員の着眼点を広げてもらえる進行や質問があると，より有意義な評議になると感じました。

(司会) 本日は本当にありがとうございました。本日，皆様から頂いた御意見，御感想，御提案は，今後の裁判員制度の運用に参考とさせていただきたいと思っています。お疲れ様でした。

以上